

康有為における「神道」把握

小林 寛

はじめに

儒教の理想が今文学の「天下為公」をいう「大同」にあると捉え、西欧の政治制度を中華の伝統へ導入して再構成しようとした康有為は、隣国日本の維新を中国の変法の参考にしようとしたことで名高い。明治維新によって「國家の宗祀」として整備された神道は、康有為の改制において清朝への應用がはかられる面があつた。康有為の日本觀を明確にするためにも「神道」の把握について検討することとは、明治の日本の近代的性格を外の視点から確認することになる。康有為は日本の維新を記する中に神道に関する記述を残している。そこでは神道の国家形成の紐帶としての儀礼としての役割が評価されている。康有為は天下がひとつになる「大同」の世の到来を考えており、大同世に至るには三世説¹によって段階を踏まねばならないとし、大同の前段階である「小康」の最後に立憲君主制による皇帝政治を考えていた。「大同」の世は孔教がを目指す理想的な社会で、『大同書』には康有為の宗教觀が表れていると見ることができる。本稿においては康有為の神道把握を検討しておきたい。

1 康有為の思想的立場

康有為は上書の連続によつてなされる「戊戌の変法」²の中心にあつた。康有為の思想的立場には政治思想・学術思想・宗教思想の各立場からする諸相がある。中国近代の政治思想を洋務運動・変法運動・革命運動という様相で捉えたとき、康有為は「变法運動」の思想家に整理される。学術思想面では清朝考証学の流れに広義に属しつつ古文学・今文学ということでは「今文学派」に属する。宗教思想面では「孔教運動」の思想家として儒教の宗教化から語られる。康有為の変法運動は洋務運動のつまずきをうけて登場する。もと夷務と呼ばれていた洋務運動は東洋の伝統に西洋の技術の導入をいう「中体西用」を標語とする。西用は西洋の機器の働きを言い、中国の伝統を維持して西洋技術による中国の強國化を計ろうとしたものであった。アヘン戦争以降、洋務派官僚は西洋の機器を導入し富強をはかる。しかし、機器のみ受容しても制度が伴わなければ効果が表れない。それが表面化したのが中国でいう甲午中日戦争の敗戦であつた。洋務運動を超える形で提唱される変法運動は、機器のみな

らず制度の面でも西洋の導入を図った。具体的には民主政治の思考を基盤とする立憲君主制・選挙制度・教会制度などを指す。ここから変法運動を洋務運動の変形とする理解もある。他地域の文物・制度が中国に起源するという「中華起源論⁴」があり、康有為は政治体制の面で民主主義や共和制の中華起源をいう。『禮記』「禮運」篇に由来する「大同」に注目して変法の理論的根拠として示し、一族一家が天下を支配する「天下為私」の時代は王制がとられる時代で、王が社会に存在し身分の秩序を重んずる政体がとられる時代であつて、これを「小康」の世という。これに対し天下は公のものだとう天下の公有をいう「天下為公」による「大同」の世こそが、眞の儒教すなわち孔教の求める理想社会であつて、孔子が未来に微めた儒教の真意であるとする。「天下為公」を、王のいらない平等な社会と解釈すれば、一見西洋起源に見える共和制は、既に古代の中国で社会の理想形態として掲げられていたことになる。革命派の孫文が自らの革命運動において三民主義の行く手に「天下為公」を置き、政治的標語として掲げたのもこうした理解と不可分ではない。太平天国運動を進めた洪秀全も「大同」を掲げて神の前の平等を説いて民衆を導いた。⁷共産革命の毛沢東も「大同」は共産主義の先駆であるとした。⁸近代の東アジアで「大同」が再評価されたのはその平等思想に由るところが大きい。⁹康有為が共和制を推進せず立憲君主制を進めるのは今文学の立場によるもので、春秋公羊学の「三世説」によつて「小康」から「大同」に進むのには段階を踏み越えてはならないと考えたためでもあつた。孔子は秩序無く混乱し戦争に明け暮れる「叛乱」の時代にいたために、まず「小康」・「升平」を社会に実現しようとして封建的秩序を説いたとする。しかし儒の眞の理

想は大同にあり、来たる未来のために「大同」を經典に微言大義の形で潜めておいたとする。¹⁰『禮記』の「大同」は『春秋』の「太平」に引きつけられて解釈された。『禮記』の「小康」は『春秋』の「升平」にあわせて理解された。「大同」が理想社会の在り方として儒教の經典に既に二千年前に微言の形で掲げられていたとするとき、民主制度の導入は実質的には西洋の制度の導入でありながら、その理念としては、中国自身の「自」の伝統が西洋で発展し、再び中国に戻ってきたものとなる。洋務運動で言う「中体西用」のうち「中体」のみならず「西用」も中国に起源があつたと主張することで、官僚を説得し西洋制度導入による変法をはかる。変法は西洋の制度の中国への導入を進めようとするものでありながら「大同」を言うことによって西洋のみではない伝統との融合をはかる。そのときの伝統とは近代的に再解釈された伝統であることになる。孔教運動が拠つて立つ根拠のひとつは今文学の春秋公羊学にある。康有為の主要著作『新學偽經考』では古文は前漢と後漢との間に位置する新の時代の劉歆の偽作であると論じ、朱子学をも含めた古文学に基づく伝統儒学が誤りであったといふ。『孔子改制考』では孔子が改制の真意である「大同」「大一統」および「三世」の説を春秋公羊傳をはじめとする今文学の諸篇の中に微言大義によつて潜ませたと論じ、今文に潜められた孔子の微言大義の内容を明らかにしようとする。『大同書』には未來の理想社会たる大同世の在り方が述べられる。

2 康有為の日本評価

日清戦争以前における中国には近代日本に関する書物は少なく、康有為は『日本變政考』を娘同薇の協力を得て為し、¹²日本の明治維新の状況を知らせる役割も有した。康有為にとって明治維新は清朝の変法維新運動の先行としてその成否を斟酌できる参考例であった。『日本變政考』¹³は日本の明治維新に倣つて清の変法を推進しその成功に役立てようという意図を有する。『日本變政考』は明治維新の事蹟について年月日を追つて記述しており、事蹟の記述の末尾に康有為自身の考察を加えてある。序論には康有為の日本把握が端的に表れていて、序論は意味上から五段に分けられるところから以下に五段に分けて見ておきたい。世界の中における西欧諸国に対する日本の対応が一段、次に二・三段として変法を進める日本が語られ、変法に邁進する面と抵抗への対応とが語られる。さらに四段に強くなつた日本の状況が述べられる。そして五段として『日本變政考』ができる経緯と変法を勧める道理を述べているとみられる。¹⁴まず冒頭には次のように言う。

大よりして小に、強よりして弱に、存するよりして亡するもの有り。察せざるべからざるなり。小よりして大に、弱よりして強に、亡よりして存するもの有り。察せざるべからざるなり。近きは萬國交通し、雄を争い長を競い、強なること能はざれば則ち弱く、大なること能ざれば小に、存すること能ざれば亡びて、中立の理なし。大よりして小なるは土耳其、是なり。強よりして弱なるものは波斯、是なり。存するよりして亡きものは印度・緬甸・

安南・基隆阿爾霸・馬達加斯加・亞非利加全州と、是なり。是れ皆な守舊不變、君自尊、民と隔絶の國なり。亡ぶよりして存するは、暹羅、是なり。小よりして大なるものは俄羅斯、是なり。弱よりして強なるものは日本、是なり。是れ皆な變法開新し君主能く民と通ずる國なり。其の效最も速く、其の文最も備はり、我と最も近きものは日本に如くもの莫し。¹⁵

ここからすると康有為は、世界の国々の中で、日本を弱国から強国になつた国に整理しており、滅亡する国もある中でも強国となつたその原因として、日本が変法開新して、君主と民衆とが近くなつたことを述べている。シャムは国家として存するようになり、ロシアは小国から大国になり、日本は弱国から強国になつたとする。ロシアのピーター大帝の政治や日本の明治維新は「変法」と捉えられていることになる。これらの国は「変法」によつて発展したと捉えられている。一方、トルコは大国であつたが小国となり、ペルシアは強国であつたが弱国となり、国家であつたものが植民地化され死亡した国としてインド・ビルマ・ベトナム・ジブラルタル・マダガスカル・アフリカ全土がそれにあたるといふ。そうなつた原因として、これらの国は旧を守つて変法ができず、君主のみあつて民衆と隔絶していたからであるとする。変法の意図は皇帝の権力の拡大のためにあるのではなく、民衆の意志が如何に政治に反映されるかという所にある。ここでいう「我」とは中国を指していて、中国が変法するにあたつて、日本の明治維新を参考にすることが中国の変法を達成させるのに速いと述べられている。日本には文が備わつて習俗が中国に近く、中国が独自に西洋を参考にして、今からあれ

これ模索するより日本の先例を参考にした方が適用には速いということを意味する。康有為は続いて日本が明治維新によつて強国になつた具体内容を述べている。

日本は外に英美的禍有り、内に將軍の柄政を爲し、封建國を偏し、人主僅かに虛名を以て府を守り、國を擧げて之を變ぜんと欲するも、その勢至難なり。然るに一朝桓撥し、羣臣に誓て國恥を雪ぎ、萬國に游びて良法を探り、草茅の俊偉の士を徵抜して、以て升らせて議政に庸ひ、參議局・對策所・元老院を開きて、以て道を論じ邦を經し、大ひに卿士を派して泰西に游學せしめて、西人を用ひて顧問と爲し、盡く泰西の書を譯し、廣く大小の學を開き、是に於て氣象維新し、國を擧げて奮躍す。¹⁷

幕末の日本には、外にイギリス・アメリカの脅威があり、内には將軍が政治の実権を有して封建制を敷いており、人主¹⁸は虛名をもつて府を守つていたのであつて國を擧げてこれを変えようとしても難しかつた。しかるに、明治となり、一朝桓發すると、群臣に誓して國の恥を雪ぎ、万國に良法を探り、民間の俊偉の士をえらび、議政として昇らせて用い、參議局・對策所・元老院を開いて「論道經邦」し、大いに卿士を派して泰西に遊學させ、西人を用いて顧問となし、泰西の書を訳し、広く大小の學を開き、こうして氣象維新して國を挙げて奮躍したという。西洋に範をとつて強国化する日本の変法の成功が論じられる。

然れども尊卑猶ほ隔たり、道路尙ほ阻り、新政は美なりと雖も、

民より遠くすること能はざれば、乃ち盡く封建を去り、縣令をして上に宣べて下に達し、道路開通す。巡捕を立てて、救患して防奸す。是に於ひて一國の中、民情畢く達し、織は悉く俱り至る。然れども守舊の黨は猶ほ多く、泰西の情意未だ狎れず、阻み撓む議も亦た甚だしければ、則ち衣服を易へ、拜跪を去り、朔を改正して以て之を率る。猶ほ衆情の未だ一ならず、民情の未だ洽ず、章程未だ立たざるを患へば、則ち社会を開きて以て人才を合し議院を立て以て輿論を盡くす。大隈重信・伊藤博文は實に會黨の魁首を爲し、議院の憲法を草定す。憲法既に定り、然る後、治具畢張し萬國と通流合化す。是に於て徳法の兵制を探り、英國の商務を師とし、美國の工藝に法り、羅馬英法の律法を集め、兼て東西の文學格致を收め、精摹力仿、咄咄逼真、今に至ること三十年にして國を擧げて風を移し、俗化蒸蒸、萬法革新、工は新器を出し、商は運學に通じ、農は機器を用い、人士莘莘、皆大地の故に通じ、六芸の學を兼ね、任官には皆通才を得て、以て興作爲事し、人主と羣臣の議院と日日討論し、孜孜已まず。蓋し新政成る。¹⁹

日本の維新も平坦に西洋の導入が達成されたのではなく、抵抗があつたことが述べられる。中國の変法には抵抗が多いことが見込まれている。日本の新政が成る過程には変法を阻む要素がいくつもあつたと記されている。この解決には政策者の側で手を打つ施策が語られている。民衆の力による変革が語られているのではなく、皇帝の力によつて制度を変革することで民情を一にしようとする。『日本變政考』は皇帝の閲覽を求める性格を有していて、変法運動が上書による変革であったという性格が表れている。日本には西洋化に

狎れることができずにこれをはばむ者たちがあるために、制度・風俗面でも衣服をかえ、拝跪をなくし、暦を改めたことで民を率いたという。衆情を一にするために議院を立て、憲法を制定したことも為政者たる大隈重信・伊藤博文の名を挙げて為政者の側から述べている。

大隈重信は康有為の亡命を助けており、²¹ 伊藤博文の師たる吉田松陰について康有為は詩を成していることもあり、序文にこの二名の固有名詞を記すことには両者への親和の感覚が表れているとみられる。日本はドイツ・フランスの兵制を探り、イギリスの商務を師とし、アメリカの工芸に法り、ローマ・イギリス・フランスの法律を集め、東西の文学格知を兼修したといい、日本が世界に学んだことおよび東西を融合することを評価している。天皇の元に立憲君主制が整備されて、国民と通じ、日本は西洋に対抗しうる強国になつたという。そのとき人主を有能な群臣が補佐することで、人主と群臣とが融和し民情が一になることが述べられている。中国は西洋導入に成功したとみられる日本の速い成果を参考にすべきであると主張する。

泰西の五百年を以て講求するものは、日本は二十餘年を以て之を成す。治效の速きこと蓋し地球の未だ有らざる所なり。然る後、北は吏を遣して以て蝦夷を開き、南は使を馳せて以て琉球を滅し、東は帥を出して以て高麗を撫し、西は兵を耀かして以て臺灣を取る。是に於て日本は遂に盛國と為り、歐州の德法の大國と頗頗す。然るに其の地を論ずれば區區たる三島に過ぎず、其の民を論ずれば三千余萬に過ぎず、皆當に吾が十之一たるべし。然るに遂に以て亞東に威振し、名を大地に施す。其の此の由を致すを跡づけれ

ば、豈に盡く舊俗を革め、大政維新の故に非ざる哉。舊日を恨みて日本の事を言う者、其の次第、變革の理を詳にせず、以て其の先後更化の宜を窺ふこと無し。²²

康有為は日本が西洋導入に効を有して強国になったことを述べる。西洋が五百年かけて求めたものを日本は二十年で達成していく、変法の効果が現れるのが地球上で最も速いという。北は北海道を開拓し、南は琉球を沖縄縣とし、東は朝鮮を手なずけ、²³ 西は台湾の割譲を清朝から受けている。こうして日本は盛國となり、ヨーロッパのドイツ・フランスなどの大国と頗頗することになったとし、日本の盛國の状況を述べる。琉球・朝鮮・台湾ともにいずれも清と関わる地域で頗頗とは、清に対する争いに優位を占めていることを指している。康有為の序文の「是に於て」という表現は「氣象維新」「新政成る」「盛國と爲る」にかかる三ヶ所で用いられている。「氣象維新」し「新政が成」つて「盛國と爲る」という過程で変法が捉えられていることがわかる。盛國となつた日本も小さな三島に過ぎず、人口も三千万に過ぎず、吾が中国の十分の一であるといふ。これもすべては旧俗を改めた大政維新に拠るも成果であるといふ。中國は領土の広さも人口の多さも日本の十倍なのであるから中国が変法すれば日本など問題にせずに自然と盛國になるという思いがこめられている。日本に敗戦したことを見て恨みとするのではなく日本が勝利した理由を究明し、むしろ日本のやり方を参考にせよと述べ、日本を否定せずに超克せよとの主張となつてゐる。

乙未の和議成りて大に日本の羣書を搜る。臣の娘同薇、粗ぼ東

文に通じ、譯して集成す。或は緩に或は急に閲ること今二年にして、乃ち得て日本變法の曲折次第を見、因りて刪要十卷を爲して表注を以て附す。若し中國の變法、取りて之を鑑みれば、守舊の政俗俱に同く、開新の條理異なる。其の先後次第、或は全く或は偏り、擧げて之を行へば、以て立致す可し。其の行ひて乖謬する者は、吾鑑て之を去る可く、其の變じて屢る改む者は、吾直ちに之を致す可し。但だ日人已に之を變じて成功するを收めて、其の錯戾の過節を舍けば、日本は其の難きを爲して、我は其の易きを爲し、日本は其の創を爲し、我は其の因を爲す。跡を按で摹に臨み圖様を成さ使む。加ふるに人民土地物産、皆之に十倍するを以て、豈に事半ばにして功倍するに止る哉。詩に曰く、他山の石は以て玉を攻む可しと。善哉、國正不妨を覗て、強敵を以て師資と爲す也。道有れば循ふ可く、方有れば考ふ可し。其の體甚だ博く、其の條甚だ詳し。若し其の效を信じて観る可くんば、則ち造化を運らして爲心を生じ、雷霆を發して手より出し、是れ我が皇上の一反の掌間に在て、天下を泰山の安きに措くのみ。²⁴

乙未の和議は一八九五年の下関条約で、日清戦争をきっかけに康有為は日本の書籍を集めて『日本書目誌』を作成している。康有為の娘の同薇が日本語に通じていたため、訳させて閲ること三年にして、ようやく日本の変法の曲折次第を知り、約して要点のみを『日本變政考』十巻として成したという。中国と日本とは守旧の政俗と開新の条理を同じくしているのであるから、もし中国の変法が日本の変法に鑑みて行うならば、変法の先後、緩急の違いや、全ての適応と一部分適応との違いがあるといつても、中国の変法は「立致」

できるという。日本が誤った所は取り去ればよいし、日本がうまくいった改革はただちに為せばよい。日本人の成功を自らのものとし、誤りによる失敗を取り去るようにすれば、日本が難しくやりとげたことを中国は平易になすことができる。變法は日本が創り、中国が因をなせばよいという。日本の跡をなぞって手掛けとするとならば、人民・土地・物産ともに日本に十倍する中国は、事半ばで二倍にしかならないなどと言うことはない、自然に二倍以上になるはずだという。康有為は詩経の「他山之石可以攻玉」²⁵の語句を引いて、「強敵を以て師資とする」という。これは洋務運動を推進した魏源の『海國圖志』の「以夷攻夷」「以夷為和」「師夷長技以制夷」の発想²⁶を日本に適応した考え方ということもできる。魏源は敵を師として、いすれば夷を越え出ようという。康有為は敵を師とし資としようといふを示している。道があれば循い、方があれば考えるという。日清戦争が終わつたばかりの時期に冷静に日本の維新を参考にする改革の必要を説く『日本變政考』を記す康有為はこの後一九〇一年に戊戌の変法を推進する中心人物となる。掌を示して天下を語るのは『論語』²⁷「子曰く、知らざる也。その説を知る者の天下に於けるや、其れ諸を斯に示すが如きかと。其の掌を指す」に拠る。『論語』では孔子は禘の祭りの意義を知らないといった。今時代は進んで康有為は天下を治める方を「知る」のであり、それを皇帝に示そうといふ。康有為の弟子であつた梁啓超が康有為をルターになぞらえた理由の一端も、こうしたところに表れている。²⁸

以上の康有為の『日本變政考』に表れた日本評価は日本を強国・盛國であると捉え、そうなつた理由を西洋の政治体制を導入した変

法の成功によるものとしていて、天皇中心の明治維新が成功していると評価している。中国は日本に対し甲午戦争の恨みを持つのではなく、日本を師とし資として、変法を成功させるならば、自然と日本を越えうると、康有為は皇帝および為政者に説いて変法の採用を訴えている。

3 康有為の神道把握

康有為の神道の理解について政治的な面からは変法の一環としての神道祭儀の評価をみて、宗教的な面からは「大同世」に向かうなかでの神道の位置づけをみることになる。まず政治面に関わる神道関連の記述を見ておきたい。『日本變政考』は十二巻三三六頁からなり、明治維新元年（一八六八）から明治二十三年（一八九〇）までの日本の変法の次第を年次と月日とを追つて示す。甲午戦争（日清戦争）による乙未の和議（下関条約）を契機として康有為は日本の書物を収集し、娘の同薇の力を借りて日本で行われた変法の事蹟を整理した。本文には変法の事蹟を記し、その後に一段下げる「臣有為謹んで案ずるに」として自身の解釈を掲げている形式をとっている。康有為自身の考えを示すこの部分は巻の一には三十一ヶ所ある。『日本變政考』の冒頭「明治元年正月元日」の項は以下のようになっている。²⁹

明治元年正月元日、日皇紫宸殿に御し、公卿諸侯藩士貢士徵士を率ひ、天神地祇を祭り畢りて誓文五条を申す。一に曰く、破りて舊習を除き、咸な維新と天下と更始す。二に曰く、廣く會議を以

興し通じて下情に達し、衆議を以て事を決す。三に曰く、上下心を一にして以て推して新政を行ふ。四に曰く、國民一体、分別失望無し。五に曰く、萬國の良法を探り天下の公道を求む、と。勅書に曰く朕幼弱なるを以て、猝して大統を繼ぎ、朝夕、恐懼して、萬國に並列し、列祖に上答するに克たざらむことを慮る。竊かに考ふるに中葉の朝政既に衰へ、強藩專権し、名は朝廷を推尊するを爲すも、その實は敬して之を遠ざく。朕をして民の父母爲らしむも、億兆の赤子の情を知ること能はず、億兆の君為らしむと雖も唯だ其の名有るのみ。朝廷の尊重古昔に加倍すと雖も朝威愈よ衰へ上下相ひ離れ霄壤の如き也。是の若きの形勢を以て、何ぞ以て君天下に臨まん乎。今當に朝政一新すべく、天下億兆、一人として其の所を得ざれば則ち皆な朕が罪たる也。今朕親しく身骨を労し、心志を苦しめ、艱難の先に立ちて列祖の蹤を踏み、政治に勤め、天職を奉じ、億兆の君爲るに背かざる可きことを庶ふ。往昔の列祖躬して大權を攬し、臣せざる者有れば自ら將に之を征たむとし、朝廷の政簡易にして今の尊重に如かざるなり。故に君臣相ひ親しみ、上下相ひ愛し、德澤天下に洽し、國威を海外に揚ぐ。近世宇内大ひに開け、各國雄飛するも、独り我が邦の情勢、萬國と相ひ疏み、固く舊習を守り新政を圖らず。朕徒に九重の中に安居し一日の安を倫み、百年の憂ひを忘れ、深く各國の欺きと侮りとを受け、權を失ひ地を削り、上は列聖を辱め、下は億兆を苦しむ。故に今朕は広く百官諸侯と與に相ひ誓ひて、列祖の偉業を繼がむと欲し、一身の艱難、躬親の辛苦を問はず、四方を經營し億兆を安撫し、波濤を萬里に拓開し、國威を四方に宣布し、天下を泰山の安さに置かんと欲す。汝億兆舊習を積守し、徒に推崇を以

て名と爲して、神州の危急を知らざらん。朕一舉足すれば則ち驚駭非常、妄りに疑惑を生じ、撓阻紛糾、朕の志を遂げざらしむは是れ特に朕をして君爲るの道を失はしめ、且つ列祖の天下を失はしむる也、朕必ず其の罪を治めん。汝億兆宜しく朕が意を體し、相ひ率て舊見を去り、新議に従ひ朕の業を贊輔し、神州を保全して、以て列祖の神靈を慰めば、則ち天下の大幸たるべき也、と。公卿諸侯、此の御誓いを拜し聯名して上表し皆感奮して死を誓い、して従事に勉めて、以て宸襟を安奉し、旨を奉じ慰答す。

臣有爲謹みて案するに、日主睦仁即位して申誓し、維新自強の大基を爲す。當にこの時幕府と朝廷と両つながら岐れ、閉關通商の論、守舊開新の議、向背順逆の殊、紛れて亂絲の如く、去就を知る莫し。且つ内外の交未だ睦まず、上下の情猶ほ隔たり、觀望を存すれば則ち大基を誤り、意見を異にすれば則ち嫌隙を生ず。薩摩長門二侯の失歡、此に萌由す。故に宗旨定まりて後、令行速し。提領尋綱、端に因りて緒を見、此固より布政の先鋒、行軍の纛也。泰西の卽位は必ず將に己の整頓せんと欲する所、民の興廢せんと欲する所、其の大旨を申し、誓ひて天下に告げて、一國の人をして趨就する所を知らしめんとす。此れ自り上の施政、下の請求、咸な是の旨を奉ず。日本の爲政、蓋し深く西方の奥を得る也。其の勅誓の言を觀るに、兢兢乎として國の危亡を憂ひ、守舊の阻撓を惡みて、維新的大号を發し、尊重の續習を去り、上下の相ひ離るを惡みて、國民皆一體と見て、萬國の良法を探る。言重く意長く、諄諄として反復し、誠心感動、百官動色、死を誓ひて相ひ從ふは、是れ皆日主發憤の一心に在り。而して今日富強の大業を成す也。國主の祭天發誓、何ぞ等しき重事あらん。而して

藩士徵士貢士草茅の賤、乃ち皆位に陪し聞くに與り、一國の才賢と同心發憤して、下の以て民庶に感じ、上の以て天位を共にせんと欲す。人主の是の若きの舉動有れば、天下安んぞ感奮興起せざる者有らん乎。誓詞は禹・湯・武の聖の廢せざる所、甘誓・湯誓・牧誓・泰誓は固より吾經の義なり。先聖大事大危大難有れば以て大衆に曉らす。其の必用此なる乎。後世乃ち之を用ひず。視ること道ならざるが若くして、但だ聲色無く動き無きを以て大と爲すのみなるは、此れ閉關熟睡の法にして、此を以て亡ぶる國多し。豈に諸國と長を競ひ、牙を磨き角を厲き、事に趨き功に赴く者の、宜とする所ならん哉、と。³⁰

『日本變政考』の卷一の巻頭には「誓文五條」すなわち「五箇条の御誓文」³¹が掲げられ、日本の明治維新は天皇の誓いから始まることを示す。康有為は案文に「國主の祭天發誓、何ぞ等しき重事あらん」といい、國主の祭天發誓より重い国事はないとする。五箇条の御誓文は「日主睦仁が卽位して申誓し維新自強の大基を爲」したもののとし、事蹟を記した部分では「天神地祇を祭」つたとし「神州を保全して以て列祖の神靈を慰む」と記す。天皇は「天神地祇」を祭り「列祖の神靈」に誓つたというのであるから神道の神はこの意味では天皇の祖靈ということになる。康有為の案文の部分では「神」に誓つたとは記さずに「祭天發誓」と記して「天」と記し、神よりも天という言葉を用いる。天皇も「人主」「日主」と記す。五箇条の御誓文が臣下への命令ではなく、神への誓いの形をとることについて、康有為は深く西法の奥を得ているという。その意図は「泰西の卽位は必ず將に己の整頓せんと欲する所、民の興廢せんと欲する

所、其の大旨を申し、誓ひて天下に告げ、一國の人をして趣就する所を知らしむ。此自り上の施政、下の請求、咸な是の旨を奉ず。日本の爲政は蓋し深く西法の奥を得る也」というところにあり、日本の五箇条の御誓文は、西洋の一国をまとめる即位の礼の趣旨を理解して西洋制度の意に倣つて公布されたものと解釈する。これは中国の変法にも適用できると考えられていて「誓詞は禹・湯・武の聖の廢せざる所なり。甘誓・湯誓・牧誓・泰誓は固より吾經の義なり」とい、儒教の經典『書經』の「甘誓」「湯誓」「牧誓」「泰誓」の各編³²は聖人たる王の誓で、日本の誓文を参考にしながら清朝の皇帝が中華の伝統を再興し変法の誓詞を行おうことが考えられている。西法の奥に通ずる日本の誓文を参考にして、中国の来るべき時代の変法による皇帝の誓を行おうとする。康有為は五箇条の御誓文が「國主祭天の發誓」であるとし、中国の「誓詞」とならべて論じ、康有為と同時代の日本の天皇と中国の皇帝とを対比的に述べることで、中国に変法を勧めることから、天皇は「日主」「人主」と表記される。

康有為はかつて天皇が深く簾内に在ったと述べ「日本の舊俗は我が中國と同じく、國主は至尊にして、大久保利通の所謂九重の深邃廻く人間に異なり、其の黼座に近きを得るは、公卿數人に過ぎず」³³という状態にあつたという。これが明治の変法によつて「日主」は簾内から表れ日本は上下交通し変わつたという。ここには中国の皇帝も上下交通すべきという意図が存している。このことは天皇の「照影」の下賜にも表れていて、「奈良県の四條隆平天皇の照影を下賜することを請ひ、人民をして瞻望せしめ、之を聽かしめ、尋ねて各府県に頒賜せしむ。此れ親尊の意を示すもの也」と記す。康有為

は割注に「此の義、人をして親上の意有らしむ。我も宜しく之を行ふべし」³⁵と中国でも皇上の尊影を掲げることを提案する。中国も日本も伝統的に皇上を尊崇してきた。近代にいたつて上下を交通させ「民情を一にする」ための国民統合の役割が意識され、文化の伝統を意識しつつ新たなる伝統が形作られる。康有為は「維新の政は再造と同じく、事事草創、舊章に由る可き無し」³⁶という。変法でいう伝統とは再造された伝統意識を意味する。誓文も照影も伝統意識の尊重に由来しつつ制度としては西洋を参考に制定される制度であることが述べられる。³⁷

明治元年正月元日以降の記述でも、神祇関係の記録は行政に関わっている。正月一日の記述でも「正月二日、維新の諸事を以て分けて八科を為し、以て總裁・議定・參與の三職之を統ぶ。八科とは總裁・神祇・内外國・海陸軍・会計・刑法・制度也。」³⁸「(割注) 神祇とは吾が禮部の祭祀を掌るが如きなり」とし、ここでも神祇が行政の面から述べられ、神祇科が清朝の禮部と同じ意味を有するものと理解されている。神祇行政は神に関わるものでありながら、祭儀としての人間の制定に関わる部分を述べている。同じく正月二日の個所に段落を改めて「神祇事務局は神祇祭祀祝部神戸の事を督す」と記され、官僚としての職掌が示されている。また明治二年の正月の勅書の日文を漢文訳して記述している。「明治二年正月四日、日皇便殿に臨み、輔相議定參與各官を召し、勅書を百官に傳へて曰く『朕惟ふに昔に神皇の肇基在り、列聖相ひ相繼し、以て朕が躬に逮ぶ。朕否德なれども夙夜兢業、先皇の緒を墜とさんことを懼る也。を免賊を囊し朝命を梗して、億兆塗炭に苦しみ、幸いに汝百官將士の力を頼み、速やかに戡定の功を奏し、百姓安堵す。今茲に歲は朕

何ぞこれを慶ばん。惟天道將常、一治一亂す。内に安んずれば必ず外に患ひ有り、豈に慎まさる可けん哉。朕益す事業を恢宏し、中外に覃被して、以て永く先皇の威徳を宣揚せん。汝百官將士、勉勵解らず、各の其の職を竭くし、敢て忌憚無く朕が缺漏を救へ。汝百官將士、其れ勉せよ』と。ここには天皇の勅書のなかに「神皇」という語が用いられている。「神」は勅書の中で用いられるのは先に見た場合と同じであった。『日本變政考』は神祇行政にのみ注目して書かれたものではなく、明治三年「宣布大教詔」、明治五年「教導職」等の神社関係行政に注目すれば当然触れられるべきである事蹟についての直接の記述はない。神祇に関する記事は、知藩事をおいて藩内の社祠を掌らせたこと、⁴¹三万石を神社の營繕のために歳出すること、⁴²「社寺局は神社仏寺の事を主とす」⁴³こと、「伊勢神宮は二等を爲す」⁴⁴こと等、維新の行政に関わって論じられていて、神道は官僚が掌る國家儀礼として理解されていることがわかる。康有為は儒教を宗教化した孔教を創唱していて、大同を語る契機となる神秘体験も有している。⁴⁵従つて変法を言う『日本變政考』では宗教とは一線を画して神道の記述をしていたとみられる。その一方では康有為は宗教的には神社を廟とも観ていて康有為が日光を訪ねたときの詩には神社を廟と表す。「『日光の徳川氏廟に遊ぶ』風景至勝、廟貌壯麗、漆の柱八つ有り。毎く萬金に値す。狹路の松杉、三十里。白頭の雪滿つ、日光の間。海東の伯業、銷沈し盡す。彌壁に留得し、此の山を鎮む。」⁴⁶この詩は、康有為が戊戌の変法の挫折の後、日本に亡命したりの、日光東照宮を訪れたときの詩で、日光東照宮を「廟」と記す。日光は風景が至勝であつて、そこにある廟は壮麗で、漆塗りの柱が八本あり、それぞれが万金に値するという。康有為が

日光を訪れたとき、松並木は狭い道の両側にそびえて三十里つづき、山頂には白雪が満ちていた。明治の代となつて徳川の伯業は消えても、壁の彫刻に留められていて、此の山を守つていてと詠う。康有為は神社については余り多くを語っていない。しかしこうした用例に、祭神を神靈とし、神社を廟と理解する面を有することがわかる。「神」について康有為には意味を異にする用例がある。大同に向かわせる力としての「神」はくすしき覺知の力を指す。また神靈の意味があり、すぐれたことを意味する形容があり、こころの意味がある。このうち文化の大同と関わった例を挙げておきたい。

中華の地は大にして全欧に比して全国同文、亞州の日本・高麗・安南は皆な我が語言・文字の遺留を宰す。閩粵の音は稍や轉ずること有ると雖も十六省の語と能く通郵す。印度は二十語言にして四流に分かる。歐州は十餘國、國國の語文は殊異し搜し求むること難し。奧國十四文、德國內六分、英の威路士と愛留爾蘭とは殊異し講聞すと雖も彼の遍く鐵路を設けること尚ほ此の我が鐵路無きが如きなり。乃ち能く語文を同じくするは、大地同化の力、我が神の如きもの無し。⁴⁷

この詩は「愛國歌」の一部分で中国の文化の大を語つていて、中國の未來への自信が表れている。日本・高麗・安南は中国の語言・文字の遺留に拠るという。日本の文化も中国の文化に連なるものであることが語られる。むしろ中国文化のもとに日本文化があるといふ自負が読み取れる。ここに續いて神が語られ、大地の同化の力は神によるという。時代が大同に向かうとき宗教も大同する。人間は

天の生じたところであつて、人間の救いを主とするモーセもムハンマドもイエスもゾロアスターもソクラテスも人類を私したに過ぎない。天からみればいずれも排斥されるものだとする。⁴⁸ 大同の世に至つては神仙の学と仏学が盛んになると言い⁴⁹ 「蓋し神仙は大同の歸宿なり」⁵⁰ とする。道教は原罪を言うのであるから大同世になれば人は罪が無くなつて道教は亡ぶといふ。回教は戒律を言うので真の自由になつた大同の世ではやはり亡ぶといふ。大同・太平は孔子の志すところであつたものの、そこにして至るための三世説は全く行われ、達成されて、二階に登るはしごのようなもので、登つてしまえばいらなくなるので儒教はやはり不要になるといふ。大同の世では仙学と仏学のみになり、その後やがて「天遊の學」を人々は為めることになるといふ。⁵¹ 大同の世はこの世にあつて眞の平等と自由とを実現するものとされることには注目されなければならない。ここからすれば神道も大同世には宗教の大同へと収斂する。⁵²

「宗教」について康有為は「宗教」は「教」と同じものを内容とし、日本人が西洋語を仏教の諸宗を併せて考へて「宗教」という一文字の漢字で訳し、神教のみを「宗教」という語の内容としてしまつたもので、「宗」を加えたのは日本人が儒教をよく知らなかつたためであるとし神教を宗教の内容とするのは十分ではないと言ふ。⁵³ 古代には神道を尊び、近世には人道を重んじて、神道から人道へと進歩するというのが康有為の宗教の捉え方になる。この場合の「神道」は易の「神道設教」の意味を示す。康有為は宗教について「神道」より「人道」に重きがあるものと考へている。同時に康有為は孔子をソクラテスやプラトンと同じ哲学・政治・教育の思想家として捉えるのみでは不十分であるとし、孔子をイエスに対比しよう

する。孔子は「怪力亂神」を語らず、「死後」を語らないけれども、儒教は宗教で、孔子は宗教の教主であるとする。「宗教」なる語を訳語としてあてた日本人の宗教理解によつて、儒教はあの世を語らないから宗教ではないとした謬説が生じたとする。「教」に「宗」を加えることで、語義が妥当ではなくなり、神道を言う仏教・回教・耶蘇教をもつて宗教というのはその面では可であつても、孔子の「教」を宗教から除いてしまつのは、二五を知つて十を知らないことであると言ふ。康有為における「宗教」とは「教」であり、神道・人道を包含してあるものであり、さらには、人道によつて道を為すのは、さらに進歩した宗教であると考えられている。康有為の大同はこの世にあるまで、罪もなく自由で救われている世のことを行ひ、あの世をこの世の上位には置いていない。康有為における「宗教」は神道人道の別の無いもので、両者を包含する「教」を内容とする。

おわりに

康有為の日本理解を検討するために神道をめぐる言説を手がかりに辿つてきた。日本の神道の整備も明治維新による近代国家形成に伴う近代化論の指標で捉えられる。近代の日本において「國家の祭祀」として整備された神道は、日本と隣り合う近代の思想家たる康有為からもそのような性格から捉えられていて、祭祀としての神道はその面から肯定的に評価されていたことが確認できる。康有為が神道に関する記述をなしていることは彼の思想形成・政治的活動において日本の明治維新以来の体制を参考にしたことと関係があり、

彼らの政治的関心から、神道は宗教としてよりも、国家儀礼として國家の統合を進め、民心をひとつにする、祭儀の役割の面を評価する立場からなされている。本稿では康有為の思想的立場、日本評価、神道把握と宗教的立脚点から述べてきた。

康有為の孔教運動は今文学の立場を根拠に成立する。康有為の主要著作『新學偽經考』では、古文は前漢と後漢との狭間に位置する新の時代の劉歆の偽作であると論じ、朱子学をも含めた伝統儒学が古文学に拠っていたもので誤りであつたという。『孔子改制考』では改制の真意である「大同・太平」・「大一統」および「三世」の説が孔子によって春秋公羊傳をはじめとする今文学の諸篇の中に微言大義によつて潜められているとする。『大同書』では大同世の理想的在り方が示されている。康有が提唱する孔教運動は東アジアの儒者に大きな影響を与えた。「升平」の時代の完成は立憲君主制の確立によるところ⁵⁴、王権の側に立つてのみ明治維新を評価するのではなくして君主と民衆とが交通し、国がひとつになることを評価する。康有為は保皇を言いながらも、臣下や民衆と隔絶した皇帝の在り方を批判し、日本がこの点を改めたことを高く評価していた。康有為は日本の書籍を集めて整理して『日本變政考』を記し、日本亡命時も多くの日本人、朝鮮の人士と交流している。

国家の祭儀の面から神道祭式を記述し、康有為は天皇の勅書の内容を訳して詳細に引用し、明治維新が誓文によつて始められていると冒頭に置く。「神」は天皇の語の引用による事蹟の部分に用いられ、康有為自身の案文には「天」という表記が用いられる。祭祀としての神道は「神祇官」の設置に関する事項が記され『日本變政考』では「宣布大教詔」「教導職」設置等の神社関係行政に注目すれば

当然触れられるべきであろう事蹟についての直接の記述はないものの、維新の他の行政に関わって神祇が論じられている。康有為は神社を廟と捉え日光を訪ねたときの詩では日光東照宮を廟と記し、神社を儒教に引きつけて理解している。儒者として、儒教文化の精神的伝統を重視し、上下一体となつて国がまとまるなどを評価する。康有為は悟りの体験を有し「自ら聖人として笑った」と記すほどで、自らを救世の主になぞらえる面があり、日本の神道もいづれは大同に向かう「教」として、孔教的世界観の中に位置づけて理解している。

註

1 3世説は何体の『春秋何氏解詁』に由来する。

2 「百日維新」とも呼ばれる。

3 「変法維新運動」とも呼ばれる。本稿においては「変法運動」と記した。

4 「中華起源論」は多様な相を有する。羅針盤が中国の「指南車」から発展し、火薬が中国で発明され西洋で発展した事をはじめとして、墨子の「兼愛」を唱え規矩を象徴とすることが、キリスト教の「博愛」と十字架の起源だとする説まである。黃遵憲は『日本國志』にこうした考えを記録している。

5 西順藏「天下・國家の思想」『大倉山論集』、同『原典中国近代思想史』岩波書店一九七七年、侯外盧『中國歴代大同理想』一九五九年、山本秀夫「大同思想と現代中国」『中國近代化の諸問題』東亞文化研究所一九七七年59頁などを参考にされたい。

6 孫文『三民主義』を参照されたい。

7 洪秀全『原道醒世訓』を参照されたい。

8 毛沢東「人民民主主義独裁」には「人民共和国を経て社会主義と共産主義に到達し、階級の消滅と世界の大同に到達する可能性がつくり出された」「階級を消滅させ、大同を実現することができる」『毛沢東集』第十卷301頁

- | | |
|----|---|
| 9 | 満州國の最初の年号が「大同」であった。一〇〇六年に日本の政治派閥
が自らの会派の名を「為公会」としたところにもこうした大同思想の系譜
を見る能够である。 |
| 10 | 康有为『孔子改制考』を参照されたい。 |
| 11 | 大一統は董仲叙によつて唱えられた。康有为には『春秋董氏学』がある。 |
| 12 | 『日本變政考』は一八九五年に筆を執つたとされる。このことについて
は澎澤周『中国の近代化と明治維新』同朋社一九七六年84頁を参照された
い。 |
| 13 | 康有为の原典については全集に相当する蒋貴麟『康南海先生遺著彙刊』
宏業書局中華民国六五年によつた。以下特にことわらなければこれによる。 |
| 14 | 西順藏『原典中國近代思想』岩波書店に掲げられる序文とは異なり、こ
こでは康有为の全集に当たる『康南海先生遺著彙刊』(九)に掲げられた
序文を書き下しにした。 |
| 15 | 『日本變政考』1頁を参照されたい。 |
| 16 | 康有为には『俄彼得變政記』があり、彼得すなわちピーター大帝の変政
を述べている。 |
| 17 | 『日本變政考』1頁を参照されたい。 |
| 18 | 天皇をこのように表記していることには注目される。 |
| 19 | 『日本變政考』2頁を参照されたい。 |
| 20 | 王樹槐『外人與變法』上海書店出版社一九九八年225頁を参照されたい。 |
| 21 | 『康南海先生詩集(上)』290頁を参照されたい。 |
| 22 | 『日本變政考』2頁を参照されたい。 |
| 23 | 一八九四年は日清戦争が始まり一八九五年には下関条約が結ばれる。日
清戦争は朝鮮の東学党に起因する戦争で、朝鮮では同年日本が深く関わつ
た閔妃の暗殺がある。一八九七年に朝鮮は清朝から朝貢関係をはなれ、国
号を「大韓帝国」とした。この過程に日本の影響が深いことを「撫す」と
表現している。 |
| 24 | 『日本變政考』2頁を参照されたい。 |
| 25 | 『詩經』小雅の「鳴鶴」を参照されたい。 |
| 26 | 魏源『海國圖志』叙にいう「夷」とはアヘン戦争時のイギリス人を直接
的には指す。 |
| 27 | 『論語』「八佾」による。 |
| 28 | 康有为の号のひとつに「長素」がある。孔子は即位しなかつた実質の王
の意で「素王」とも称され、長素の号は素王を越える意味を持つと批判さ
れることもあつた。こうした批判が生じるのも康有为の文の端々に表れる
こうした自信の表出に拠るものもある。 |
| 29 | 『日本變政考』卷一3頁を参照されたい。 |
| 30 | 『日本變政考』卷一を参照されたい。 |
| 31 | はじめ由利公正が諸侯会盟の規約として起草し福岡孝弟が修正し木戸孝
允が条文に作り替えて誓文となつた。「一、広ク會議ヲ興シ万機公論ニ決
スベシ。一、上下心ヲニシテ盛ニ經綸ヲ行フベシ。一、官武ニ途庶民ニ
至ル迄各其志ヲ遂ゲ人心ヲシテ倦マザラシメンコトヲ要ス。一、旧来ノ陋
習ヲ破リ天地ノ公道ニ基ケベシ。一、知識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起ス
ベシ。我国未曾有ノ変革ヲ為サントシ、朕躬ヲ以テ衆ニ先ンジ、天地神明
ニ誓ヒ、大ニ斯国是ヲ定メ万民保全ノ道ヲ立ントス。衆亦此旨趣ニ基キ協
力努力セヨ。」日本語の原文と康有为の漢文訳との間には差異が見られる。
『書經』の各編名で、王の誓いが記されている。 |
| 32 | 『日本變政考』10頁を参照されたい。 |
| 33 | 『日本變政考』115頁を参照されたい。 |
| 34 | 同右 |
| 35 | 同右 |
| 36 | 同右8頁を参照されたい。 |
| 37 | このことについて、拙稿「黃遵憲の『神道』把握」「神道研究集録」國
學院大學において、黃遵憲と対比して康有为の神道把握について言及した。 |
| 38 | 『日本變政考』5頁を参照されたい。 |
| 39 | 『日本變政考』5頁を参照されたい。割注には八科について説明が附さ
れている。 |
| 40 | 『日本變政考』7頁を参照されたい。慶応四年一月には神祇事務科が三
職七科の一科として置かれ、一月に神祇事務局に拡充された。 |
| 41 | 『日本變政考』62頁を参照されたい。 |

- 42 同67頁を参照されたい。
- 43 同120頁を参照されたい。
- 44 同185頁を参照されたい。
- 45 『康南海自編年譜』に静座して久速齊同・万物齊同の理を悟り「欣喜して笑う」と記す。
- 46 『康南海先生詩集卷四 明夷閣詩集』37頁を参照されたい。
- 47 『延香老屋詩集』「愛國歌」19頁を参照されたい。
- 48 『大同書』壬部を参照されたい。
- 49 『大同書』癸部を参照されたい。
- 50 同右
- 51 同右
- 52 康有為の宗教についての理解は拙稿「康有為と李炳憲における『宗教』」
目白大学紀要、「黄遵憲の『神道』把握」國學院大學『神道研究集録』を
参照されたい。
- 53 佐藤喜代治「現代語の語彙の形成」「現代語の成立」（明治書院）には次
のようにある。「自由の理」ではまた *religion* という語を「教法」と訳し
ている。これは「英華字典」に「教、教門」と訳し、堀の辞書には「宗旨、
神教」とし、柴田・子安の辞書には「教門、法教」という訳が見える。へ
ボンには「宗教」の語が見えず、英和辞典の部には *Oshie, michi, hō, dō* と
訳している。「教法」は訳者の造語であろうか。」66頁を参照されたい。尚、
康有為には『日本書目誌』の著作があり、日本の情報にも詳しかった。
- 54 坂出祥神『大同書』明徳出版社一九七六年131頁には三世説の発展段階が
図示されている。

(ハ)ばやし・ひろし)

Kang You-Wei's View of Shinto

Hiroshi Kobayashi

Kang You-Wei's "shinto(神道)" is mean 'shentao-shuojiao(神道設教)' by "I-chin(易經)"s word.

His religion is relief for this world, is not relief for the other world.

From his viewpoint that Confucianism(儒教) is religion. And Japanese 'Shinto' is national ceremony.

He said that the Japanese emperor's 'seimon(誓文)' is the biggest ceremony of Japanese politics in Meiji(明治) era.